

21水漁第182号
平成21年4月17日
一部改正 平成22年8月4日
水産庁長官

特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする
場合の特殊輸入割当申請の前の確認申請について

昭和55年12月11日付け輸入注意事項55第90号（特殊事由による
貨物の輸入について）の2の（3）の④に規定する「水産庁が確認した書類」
の発行は、下記により行います。

記

1 受付期日

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで（ただし祝祭日を
除く）

2 提出先

農林水産省水産庁漁政部加工流通課

3 提出方法

持参もしくは郵送による。

なお、返信を希望する場合、返信用封筒を提出すること。

4 提出書類

（1）別紙様式1による確認書 2通

（2）次に掲げる貨物の区分に応じて定める書類

① 試験研究用及び商品見本に用いる貨物であって転売が行われない貨
物

イ 当該貨物を試験研究用又は商品見本に用い、転売が行われないこ
とが記載された計画書類等の写し 1通

ロ 当該貨物を日本に輸入する際の書類（インボイス及び船積書類）

の写し 各1通

② 商品クレーム等に基づく代替貨物

イ 代替される前の貨物を外国から輸入したことを示す書類（輸入承認証又は輸入許可通知書、インボイス、船積書類及び契約書）の写し 各1通

ロ 当該代替貨物が必要とされることを示す書類（検査結果等代替前の貨物に対し、当該代替貨物が必要となることを示す書類及び当該代替貨物の輸入契約書）の写し 各1通

ハ 当該代替貨物を日本に輸入する際の書類（インボイス及び船積書類）の写し 各1通

③ 使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物

イ 当該貨物の使用目的を示す書類（計画書類等）の写し 1通

ロ 使用目的達成後、当該貨物を荷送人に積み戻すことが記載されている使用者と荷送者の間で交わされた契約書の写し 1通

ハ 当該貨物を日本に輸入する際の書類（インボイス及び船積書類）の写し 各1通

④ その他特殊事由による貨物（所有権の移転しない委託加工契約に基づき日本から輸出した原料を第三国で加工後、輸入する貨物に限る。）

イ 別紙様式2による使用原料確認票 2通

なお、使用原料確認票により、既に確認を受けた原料を使用した貨物に係る申請を行う場合には、確認を受けた当該使用原料確認票（原本）の提出をもって、ハ及びニの書類の提出を不要とする。

ロ 委託加工契約書の写し 1通

ハ 日本産原料を使用した貨物の場合、当該原料が漁獲者又は生産者から第三国に輸出する者に至るまでの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日、売買品目及び売買数量が確認できる書類とする。）及び漁獲者又は生産者から当該輸出者までの原料の数量履歴を記載した書面の写し

外国産原料を使用した貨物の場合、当該原料を輸入した際の書類（輸入承認証又は輸入許可通知書、インボイス及び船積書類）、輸入者から第三国に輸出する者に至るまでの売買関係書類（売人買人双方の名称、売買年月日、売買品目及び売買数量が確認できる書類とする。）及び外国産原料の輸入者から当該輸出者までの原料の数量履歴を記載した書面の写し 各1通

ニ 原料を輸出する際の書類（輸出許可通知書、インボイス及び船積書類）の写し 各1通

ホ 委託加工を行う国において、当該原料が他の原料と交じることなく加工され、当該加工された製品が当該国から輸出されたことを証する書類（当該原料が委託加工を行う国に到着したことを証する書類、当該原料を用いたこれまでの輸入確認申請ごとの原料の使用数量及び製品の数量が確認できる加工報告書、輸入しようとする製品が委託加工を行う国で加工されたことが確認できる第三者による加工証明書及び当該製品が輸出されたことを示す書類）の写し 各1通

ヘ 当該貨物を日本に輸入する際の書類（インボイス及び船積書類）の写し 各1通

⑤ その他特殊事由による貨物（上記④以外の貨物に限る。）

イ 特殊事由に該当することを証する書類の写し 1通

ロ 日本に輸入する際の書類（インボイス及び船積書類）の写し 各1通

(3) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められることがある。

(注) 1 貨物船積前の場合、インボイス又は船積書類等を提出できないことについてやむを得ない事由がある場合には、荷送人からの書簡（商品名、数量、金額及び船積期日等が明記されているもの。）をもってこ

れに代えることができる。

2 本申請は委任状による代理申請を行うことができる。

なお、本要領は平成21年5月1日より施行されるものである。

[別紙様式1]

特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しよう
とする場合の特殊輸入割当申請前の確認申請書

水産庁漁政部長 殿

申請年月日 平成 年 月 日
申請者名
住 所
電 話 番 号

上記の貨物を下記により無償で輸入したいので確認されたくお願いします。

記

輸 入 状 況	商品名及び関税率表の番号	
	輸入数量 (総数)	kg
	輸 入 金 額	
	取引の相手方	
	原 産 地	
	船 積 地 域	
	申 請 事 由	

	確認番号 (申請回数)	

輸入確認書

上記の特殊事由により無償で輸入される貨物であることを確認する。

輸入数量 kg
有効期限 年 月 日

水産庁漁政部長 印

[別紙様式2]

特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の使用原料確認票

水産庁加工流通課長 殿

申請年月日
申請者名
住 所
電話番号

※ 確認番号
※ 確認年月日

下記の貨物について、製品の原料として使用することについて確認されたく申請します。

記

品 目	
原 産 地	
インボイス番号	
B / L 番号	
カ ー ト ン 数	
キ ロ 数	kg

注) 今回の申請を含めたこれまでの確認履歴を裏面に記載すること

上記のとおり確認する。

水産庁加工流通課長

(確認印)

〔裏面〕

原料使用履歴

申請回数	申請年月日	原料使用量(kg)	原料在庫量(kg)	輸入確認申請数量(kg)	うち当該原料による製品数量(kg)	確認年月日及び水産庁加工流通課押印※	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

別紙様式1の記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
 - (2) 「商品名及び関税率表の番号」欄には、申請しようとする貨物の具体的な名称及び当該貨物の関税率表の番号を記載すること。
 - (3) 「輸入数量（総数）」欄には、重量で表示を行うこと。
 - (4) 「輸入金額」欄には、決済通貨建てで表示を行うこと。
 - (5) 「取引の相手方」欄には、各々の地域の表示方法によること。
 - (6) 「原産地」欄には、申請しようとする貨物の原産地を国・地域名（領有地等の領有地名等）により記載すること。
 - (7) 「船積地域」欄には、船積地を国・地域名（領有地等の領有地名等）を記載すること。
 - (8) 「申請事由」欄には、当該貨物を本申請により輸入しようとする事由を記載すること。
 - (9) 「確認番号（申請回数）」欄には、所有権の移転しない委託加工契約に基づく貨物を輸入する場合、当該製品に係るすべての原料の使用原料確認票（別紙様式2）の確認番号及び当該使用原料に係る申請回数を使用原料確認票ごとに区別し記載すること。
なお、（別紙様式2）による確認を新規に申請する場合には、「新規」と記載する。
- (注) 1 輸入発表において枚数により割当が行われるものは、枚数で記載すること。
2 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
3 欄に記載し切れないときは、別紙として添付すること。

別紙様式2の記入要領

表面について

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合には本人、法人の場合には代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「品目」欄には、当該原料の品目名を記載すること。
- (3) 「原産地」欄には、申請しようとする貨物の原料の原産地を国・地域名（領有地等の領有地名等）を記載すること。
- (4) 「インボイス番号」欄には、当該原料の輸出時のインボイスの番号を記載すること。
- (5) 「B/L番号」欄については、当該原料の輸出時の船荷証券の番号を記載すること。
- (6) 「カートン数」及び「キロ数」欄には、当該原料の輸出数量をそれぞれ記載すること。

- (注) 1 ※印が付されている欄は、記載しないこと。
2 欄に記載しきれないときは、別紙として添付すること。

裏面について

- (1) 「原料使用量」欄には、申請しようとする貨物に使用した原料の数量を記載すること。
- (2) 「原料在庫量」欄には、申請しようとする貨物の加工後の原料の在庫量を記載すること。
- (3) 「輸入確認申請数量」欄には、本原料確認票を用いて申請しようとする製品の数量を記載すること。
- (4) 「うち当該原料による製品数量」欄には、当該原料を使用し、生産された製品数量を記載すること。
- (5) 原料を加工する途上において、水産物輸入割当品目でないものを加工するために原料が使用された場合など、特殊事由による貨物の輸入の対象外のものに原料が使用された場合、その際の原料の用途、使用された数量を「備考」欄に記載する。また、「備考」欄にはその他の記載すべき事項があれば記載する。

- (注) 1 ※印が付されている欄は、記載しないこと。
2 初回の申請からの使用履歴を記載すること。
3 輸入発表において枚数により割当が行われるものは、枚数で記載すること。
4 欄に記載しきれないときは、同じ様式を別紙として添付すること。